

令和元年第3回（追加）

# 瑞浪市議会定例会議案資料

令和元年6月7日



## 目 次

議第 4 5 号	瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 4 6 号	財産の取得について……………	3

議第45号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）の施行に伴い、投票管理者等の報酬額について改定を行う。

【改正内容】

投票管理者等の報酬額を増額し、併せて重複支給の禁止に係る規定等を追加するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
第1条～第2条（略） （重複支給の禁止）				第1条～第2条（略） （重複給与の禁止）			
第3条（略）				第3条（略）			
2 投票管理者、開票管理者、選挙長又は投票立会人が、当該選挙と同じ日に行なわれるべき他の選挙におけるその職を兼ねるときは、当該兼ねる職としての報酬は、重複して支給しない。							
第4条～第5条（略） 別表（第2条・第4条関係）				第4条～第5条（略） 別表（第2条・第4条関係）			
区分		報酬		区分		報酬	
費用弁償		費用弁償		費用弁償		費用弁償	
(略)		(略)		(略)		(略)	
固定資産評価審査委員会委員		瑞浪市		固定資産評価審査委員会委員		瑞浪市	
委員長		職員の		委員長		職員の	
その他の委員		旅費に		その他の委員		旅費に	
投票所の投票管理者		に関する		投票所の投票管理者		に関する	
一の選挙		条例（		一の選挙		条例（	
につき		昭和29		につき		昭和29	
期日前投票所の投票		年条例		期日前投票所の投票		年条例	
管理者		第19号		管理者		第19号	
一につき		）に規		一につき		）に規	
開票管理者及び選挙		定する		開票管理者及び選挙		定する	
長		額		長		額	
一の選挙				一の選挙			
につき				につき			
投票所の投票立会人				投票所の投票立会人			
一の選挙				一の選挙			
につき				につき			
期日前投票所の投票				期日前投票所の投票			
立会人				立会人			
一につき				一につき			
開票立会人及び選挙				増設期日前投票所の			
立会人				投票立会人			
一の選挙				開票立会人及び選挙			
につき				立会人			
一につき				一の選挙			
専門委員				につき			
執務1日				専門委員			
につき				執務1日			
5,000円				につき			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
備考				備考			
1 投票所（期日前投票所を含む。以下この項及び次項において同じ。）を開く時刻を繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を繰り上げた				1 投票所（期日前投票所を含む。以下この項及び次項において同じ。）を開く時刻を繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を繰り上げた			

場合の投票立会人の報酬の額は、この表に掲げる投票立会人の報酬の額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項本文（第48条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定による投票時間数で除して得た額（以下「1時間当たり報酬額」という。）に当該投票所における投票時間数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 投票所の投票立会人が一の選挙において交替した場合の当該投票立会人の報酬の額は、1時間当たり報酬額に当該投票立会人が立ち会った時間数を乗じて得た額とする。この場合において、交替で立ち会った全ての立会人にそれぞれ支払われる報酬の額の合算額は、この表に掲げる投票立会人の報酬の額（投票所を開く時刻を繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を繰り上げたときは、前項に規定する投票立会人の報酬の額）と同額となるよう調整するものとする。

議第46号 財産の取得について

概 要

取得の目的	農畜産物加工施設で使用する処理加工施設設備機器、販売施設設備機器及び飲食厨房設備機器を購入する。
取得金額	58,850,000円
取得する財産の概要	<p>【処理加工施設設備機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フードミキサー</li> <li>・サイレントカッター</li> <li>・自動充填機 他</li> </ul> <p>【販売施設設備機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷蔵対面ケース</li> <li>・ラベルプリンター</li> <li>・デジタル秤 他</li> </ul> <p>【飲食厨房設備機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスコンロ</li> <li>・2槽シンク</li> <li>・台下冷蔵庫 他</li> </ul>
取得の相手方	愛知県一宮市北小渕字勝幡92番地2 株式会社名岐 代表取締役 眞野英憲
備考	・平成31年2月26日 補正予算第7号議決

